


都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:00	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
DV相談	上記以外 (児童虐待通告のみ)	—	—	—	市役所直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	火～木曜日 ※祝日を除く	10:00～16:00	子育て・障害総合支援センター	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	☎相談支援コーディネーター	—	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	☎相談支援コーディネーター	—	
障害者虐待相談	上記以外 (障害者虐待通告のみ)	—	—	—	障害福祉課 ☎(082)420-0180
一日若者しごと館	6日(火)・20日(火)	12:30～16:30	☎キャリアカウンセラーによる就職関連情報の提供、職業相談、職業適性診断など ☎仕事や就職に関して不安や悩みをもつ若者 ☎3人/日 (予約制)	産業振興課 ☎(082)420-0921	—
広島地域若者サポートステーション[若者交流館]	7日・14日・21日・28日 (いずれも水曜日)	13:00～17:00	☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳からおおむね39歳までの人 (保護者からの相談も可) ☎4人/日	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029	—
働く女性の相談室	17日(出)	13:30～14:30 14:30～15:30	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎電話または窓口(10日(出)まで)	エスポワール/男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833	—
ボランティア相談窓口	水・土曜日	13:00～16:00	☎ボランティア活動支援センター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590	—
不登校サポート「親の会」	第3水曜日	13:30～15:00	☎西条フレンドスペース	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童教育相談	火～日曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:30	☎教育相談員	—	児童青少年センター ☎(082)422-3749
カウンセラー相談	火・金曜日	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎電話または窓口 (開館日の10:00～16:30)	—	
子育て相談	火～木・土・日曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:30	☎児童厚生員	—	
うつ病等専門相談	13日(火)	13:30～16:30	☎個別相談(予約制) (相談時間は、約30分) ☎2月6日(火) ☎電話	—	東西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)

**市政への要望**  
①タイトル②要望事項③住所・名前・電話・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。

**メールモニター (のんモニ) 募集**  
毎月1回程度、市政に関するアンケートをメール配信し、集計結果をホームページで公表します。回答者には、抽選でプレゼントがあります。

のんモニ 

地域づくり推進課  
☎(082)420-0924  
☎☎(082)423-0270

Free of Charge **外国人相談窓口**・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー (サンスクエア東広島1階)	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Saturdays, Sundays【土、日】	9:00～13:00		
	Mondays, Fridays【月、金】	13:00～17:00		
	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00		
Português ポルトガル語	Sextas【金】	13:00～17:00	Sextas【金】	13:00～17:00
	星期一、二、五【月、火、金】	9:00～13:00		
中文 中国語	星期四、六、日【木、土、日】	13:00～17:00	Sextas【金】	13:00～17:00
	星期一、二、五【月、火、金】	9:00～13:00		
日時	内容		場所	
10日(出) ①13:00～②14:00～ ③15:00～④16:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。相談時間は約40分		市民文化センター 研修室(サンスクエア東広島2階)	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	1日・8日・15日・22日・31日(いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	—	☎弁護士 ☎12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00に電話またはファックス、窓口) ※相談は原則1回限り	—
登記・法律相談	14日・21日・3月14日(いずれも水曜日)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎司法書士 ☎8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:00に電話またはファックス、窓口)	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎☎(082)423-0270
あんしんホット相談	5日・19日・3月5日(いずれも月曜日)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	—	☎離婚、相続、金銭、近隣トラブル、税金などに関する相談 ☎NPO法人法務総合情報センター ☎5人/日(先着順) ☎電話・ファックス、窓口(相談日の前の週の木曜日正午まで)	—
相続・遺言・成年後見についての相談	27日(火)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	黒瀬支所南館5階第3会議室	☎行政書士 ☎4人/日(先着順) ☎電話またはファックス、窓口(相談の前日正午まで)	—
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階2番窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する電話相談	国民生活センター ☎(03)3446-0999
消費者ホットライン	土・日曜日、祝日	10:00～16:00	—	☎国民生活センター職員	国民生活センター ☎188
心配ごと相談・行政相談	西条会場 6日(火)、3月6日(火)	13:00～16:00	市役所北館1階相談室1	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員(民生委員・児童委員)  (行政相談) ☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(心配ごと相談) 東広島市民生委員児童委員協議会 ☎(082)420-0932  (行政相談) 中国四国管区行政評価局 ☎(082)228-6173
	八本松会場 14日(火)、3月14日(火)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 15日(休)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 26日(月)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 5日(月)、3月5日(月)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター		
	福富会場 14日(火)、3月14日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 20日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
河内会場 22日(休)	13:00～16:00	河内保健福祉センター			
安芸津会場 16日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	—	—	
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
【特設】人権相談	西条会場 6日・13日・20日・27日・3月6日(いずれも火曜日)	13:00～16:00	広島法務局東広島支局	☎人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	黒瀬会場 5日(月)、3月5日(月)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター		
	豊栄会場 20日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 20日(火)	9:00～12:00	河内保健福祉センター		
安芸津会場 16日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	—	—	
【常設】人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
不動産売買・賃貸借に関する相談	27日(火)	10:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	地域づくり推進課	☎弁護士・宅地建物取引士 ☎5人/日(先着順) ☎電話またはファックス、窓口(相談日の前日の正午まで)	☎広島県宅地建物取引業協会安芸賀茂支部 ☎(082)822-7096 ☎地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎☎(082)423-0270
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日(変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター研修室3(サンスクエア東広島2階)	☎広島弁護士会 ☎電話(火曜日を除く9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場(サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	☎(082)223-8811

**消費生活センター**  
☎(082)421-7189

**消費生活に関する 訴訟最終通知のお知らせ**

この通知は、消費者生活センターが、事業者と消費者との間に生じた消費生活に関するトラブルを解決するために、事業者に対して法的措置を講ずることを目的として送付するものです。事業者は、この通知を受け取った日から14日以内に、消費者生活センターに連絡し、解決の方向性を示す必要があります。事業者が連絡しない場合は、消費者生活センターは、法的措置を講ずる可能性があります。この通知は、消費者生活センターのウェブサイトでも公開されます。お問い合わせ先は、消費生活センターです。

**消費生活センター**  
☎(082)421-7189

「消費生活に関する訴訟最終通知のお知らせ」というハガキが届く事案が急増しています。内容は、自分が契約不履行により訴訟を起こされたというものです。訴訟を取り下げたいのに連絡するように書いてあります。

これらの内容は事実と異なる架空請求です。記載された番号に電話すると金銭を要求されてしまいます。訴訟に関する通知が、ハガキの形式で出されることは絶対にありません。身に覚えのないハガキは、連絡は取らず、無視するようにしてください。不安な場合は、消費生活センターに相談しましょう。

**消費生活センター**  
☎(082)421-7189

消費生活センターは、消費者生活に関するトラブルを解決するために、事業者と消費者の間に生じた消費生活に関するトラブルを解決するために、事業者に対して法的措置を講ずることを目的として送付するものです。事業者は、この通知を受け取った日から14日以内に、消費者生活センターに連絡し、解決の方向性を示す必要があります。事業者が連絡しない場合は、消費者生活センターは、法的措置を講ずる可能性があります。この通知は、消費者生活センターのウェブサイトでも公開されます。お問い合わせ先は、消費生活センターです。

**消費生活センター**  
☎(082)421-7189